

平成30年第4回氷川町議会定例会会議録（第1号）

平成30年9月12日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 議事日程（第1日目）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 報告第 4号 宮原まちづくり株式会社の経営報告について
- 報告第 5号 平成29年度氷川町財政健全化判断比率等の報告について
- 日程第 5 議案第39号 氷川町移住体験住宅の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第 6 議案第40号 氷川町立神峡公園条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第41号 平成30年度氷川町一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第 8 議案第42号 平成30年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第 9 議案第43号 平成30年度氷川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第10 議案第44号 熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について
- 日程第11 議案第45号 物品売買契約の締結について
- 日程第12 認定第 1号 平成29年度氷川町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 認定第 2号 平成29年度氷川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 認定第 3号 平成29年度氷川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 認定第 4号 平成29年度氷川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 認定第 5号 平成29年度氷川町宅地開発事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第17 認定第 6号 平成29年度氷川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

2. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3. 出席議員は次のとおりである。(12名)

| | |
|----------|----------|
| 1番 西尾正剛 | 2番 木下厚 |
| 3番 河口涼一 | 4番 清田一敏 |
| 5番 長尾憲二郎 | 6番 吉川義雄 |
| 7番 上田俊孝 | 8番 三浦賢治 |
| 9番 米村洋 | 10番 松田達之 |
| 11番 片山裕治 | 12番 上田健一 |

4. 欠席議員はなし。

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長 草野信一 書記 畑野照美

6. 説明のため出席した者の職氏名

| | |
|----------------|-------------|
| 町長 藤本一臣 | 副町長 平逸郎 |
| 教育長 太田篤洋 | 総務課長 陳野信次 |
| 企画財政課長 濤岡美智代 | 税務課長 西田美子 |
| 町民環境課長 野田俊明 | 健康福祉課長 山本昭義 |
| 農業振興課長 前田昭雄 | 農地整備課長 尾村幸俊 |
| 建設下水道課長 前崎誠 | 総務振興課長 稲田和也 |
| 商工観光課長 平山早苗 | 会計管理者 橋本智明 |
| 学校教育課長 岩本博美 | 生涯学習課長 増永光幸 |
| 農業委員会事務局長 星田達也 | 代表監査委員 島田博行 |

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（上田健一君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから、平成30年第4回氷川町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（上田健一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、11番、片山裕治君、1番、西尾正剛君を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（上田健一君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月21日までの10日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9月21日までの10日間とすることに決定しました。

-----○-----

日程第3 諸般の報告

○議長（上田健一君） 日程第3、諸般の報告を行います。

今回受理した請願、陳情等はお手元に配りました請願、陳情表等の一覧表のとおりです。この一件は資料を配付します。

例月出納現金検査、備品監査並びに補助金監査が実施され、その報告書が提出されていますので報告します。

なお、報告書は議会事務局に保管してありますので、ご自由に閲覧願います。

次に、平成30年第1回八代広域行政事務組合議会臨時会が開催され、会議録が提出されていますので報告します。

なお、この会議録は議会事務局に保管してありますので、ご自由に閲覧願います。

次に、平成30年7月9日に、熊本県町村議会議長会、常任委員長、議会運営委員長研修会が益城町で開催され、清田委員長、片山委員長が出席しましたので報告します。

次に、平成30年7月31日に、熊本県町村議会議長会理事会が熊本市で開催さ

れ、議長が出席しましたので報告します。

次に、平成30年8月6日に、熊本県町村議会議長会正副議長研修会が熊本市で開催され、正副議長が出席しましたので報告します。

次に、議員派遣の結果になりますが、平成30年7月5日から7日まで、政府要望として議員12名、藤本町長、企画財政課道永主事の同行のもとで実施しました。これらの概要は、農林水産省に1件2項目、農業農村整備事業の推進について、湛水防除事業の推進として予算の確保、被災復旧に合わせた海岸堤防の機能強化の必要性を農林水産省、農林水産大臣、農村振興局長や部長、課長に説明した上で要望書を提出してまいりました。行政視察研修では、議員11名、藤本町長同行のもとで長野県上田市において、移住定住についてと集落営農組織についての視察研修を実施しましたので報告します。

次に、平成30年7月17日から19日まで、石川県小松市並びに津幡町において産業建設厚生常任委員会視察研修を実施しましたので報告します。

これで諸般の報告を終わります。

-----○-----

日程第 4 行政報告

報告第 4号 宮原まちづくり株式会社の経営報告について

報告第 5号 平成29年度氷川町財政健全化判断比率等の報告について

日程第 5 議案第39号 氷川町移住体験住宅の設置及び管理に関する条例の制定について

日程第 6 議案第40号 氷川町立神峡公園条例の一部を改正する条例について

日程第 7 議案第41号 平成30年度氷川町一般会計補正予算（第3号）について

日程第 8 議案第42号 平成30年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

日程第 9 議案第43号 平成30年度氷川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について

日程第10 議案第44号 熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について

日程第11 議案第45号 物品売買契約の締結について

日程第12 認定第 1号 平成29年度氷川町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第13 認定第 2号 平成29年度氷川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 14 認定第 3 号 平成 29 年度氷川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 15 認定第 4 号 平成 29 年度氷川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 16 認定第 5 号 平成 29 年度氷川町宅地開発事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 17 認定第 6 号 平成 29 年度氷川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（上田健一君） 日程第 4、報告第 4 号、宮原まちづくり株式会社の経営報告についてから、日程第 17、認定第 6 号、平成 29 年度氷川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてまでを一括議題とします。

町長の行政報告及び提案理由の説明を求めます。

町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） 皆さま、おはようございます。

二十四節気の一つ白露を過ぎまして朝夕は秋の気配を感じる頃となりました。議員各位におかれましては、日々ご健勝にてご活躍のこととお喜びを申し上げます。

本日は、平成 30 年第 4 回氷川町議会定例会を招集をいたしましたところ、皆さま方には万障お繰り合わせの上、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

また、日ごろより町政運営に当たりまして格段のご理解とご支援をいただいております。おかげをもちまして各種事業、施策もおおむね順調に進捗をしております。心より感謝とお礼を申し上げます。

今年は台風の発生が多く、今月 4 日に日本列島を縦断した台風 21 号は大きな爪痕を残しました。また、今月 6 日、午前 3 時 8 分ごろに発生をいたしました、北海道胆振東部地震においても、多くの尊い命と貴重な財産が奪われました。被災をされました全ての皆さま方に、心よりお悔やみとお見舞いを申し上げます。

さて、熊本地震から 2 年 5 カ月が迎えようとしております。氷川町ではいまだに 54 世帯、145 名の皆さま方が仮設住宅並びにみなし仮設住宅において生活を続けられておまして、一日も早くもとの生活に戻れますよう、今後とも被災者の皆さま方に寄り添ったご支援を継続してまいりたいというふうに考えております。

平成 30 年度も 5 カ月を経過をいたしました。主な事業の進捗状況を報告いたします。

3 年目を迎えます地区別防災計画の策定につきましては、本年度は 10 地区において策定作業が進められております。

2年目を迎えます防災行政無線デジタル化事業につきましては、本年度、屋外スピーカーの設置が暫時進められております。無線機本体も本年11月頃には設置の予定でございます。

役場駐車場の改修工事につきましては、第1期工事が今月末の完了予定でありまして、すでに第2期工事につきましても発注をいたしてございまして、継続して工事を進めてまいります。

プレミアム付き商品券販売事業につきましては、氷川町商工会が実施主体となり、7月1日から販売を始め、予定数の約8割がすでに販売を終えております。町内での買い物に利用されてございまして、町内の商工業及び経済の活性化に役立っているものと思っております。

住宅リフォーム事業につきましても本年度も利用が多く、8月末現在で通常の住宅改造分で申請件数19件、補助決定金額が328万円、実工事費で2,469万円の実績であります。熊本地震一部損壊家屋補修分で申請件数10件、補助決定額200万円、実工事費で1,423万円の実績となっておりまして、相当の経済効果と復旧支援に役立っているものと感じております。

い業機械再生事業につきましては、8月末現在で申請件数6件、補助金額99万2,000円の実績であります。機械の延命化とともに生産性の向上に役立っていると思っております。

なお、再生産されたい草収穫機ハーベスタにつきましては、本年度、本町に4台の導入が図られました。

農業基盤整備事業につきましては、客土11.6ヘクタール、暗渠排水13.8ヘクタール及び排水路改修につきましては、農地集積加速化のモデル事業を実施している野津地区、吉野地区及び鹿島地区の要望分につきましては、農地耕作条件改善型によりまして事業を進めております。竜北地区の排水対策につきましては県営湛水防除事業で実施をされております。本年度も梅雨明け後に工事が再開をされておりますけれども、潮位及び雨量によりましては工事中であっても強制排水をする必要があります。県並びに施工業者としっかり連携を取って、その対応の万全を期してまいりたいというふうに考えております。氷川大堰の改修につきましては、氷川下流地区基盤水利施設ストックマネジメント事業により、年度計画により進めております。本年度は右岸側の石柱耐震補強及び巻上げ機の交換等の事業を実施する予定であります。いずれにいたしましても、国の農業関係予算が厳しい状況にありまして、予算確保に向けまして積極的に政府要望等、活動を行う必要があるというふうに感じております。

去る7月5日に、皆さまとともに農林水産大臣並びに各部局へ実施をいたしました

た要望活動は、大変意義があったものというふうに感じております。

空き家バンク事業につきましては、登録件数が少しずつではありますが増えております。今後とも登録並びに利用の促進に努力をしております。

熊本県及び八代市、宇城市、氷川町と協議を重ねてまいりました下水道宮原処理区の八代北部流域下水道処理区への編入が正式に決定をし、県事業により整備を推進することといたしております。

大空町との交流事業では8月2日から8月6日までの5日間、本町の中学2年生12名を大空町へ研修派遣を行いました。さまざまな体験とともに大空町の子どもたちとの交流を通して、友好の絆を深めてくれました。

また、8月4日から6日までの3日間、本町より7名の皆さま方が大空町を訪問され、今回はめぐり逢いツアーとして婚活を目的に交流を行いました。来月末には大空町から来町されますので、よき出会いがあることをさらに期待をしているところであります。

さて、本定例会に提案をいたしておりますのは、報告2件、条例制定及び改正2件、平成30年度一般会計及び特別会計補正予算3件、熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更その他2件、平成29年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定6件でございます。

まず、報告第4号は、宮原まちづくり株式会社の経営報告につきまして。

報告第5号は、平成29年度氷川町財政健全化判断比率等につきましての報告でございます。後ほど担当課長より説明をいたします。

議案第39号は、本町への移住定住を促進するために設置する氷川町移住体験住宅の設置及び管理に関する条例の制定であります。

議案第40号は、立神峡公園内にある「ふくろう館」を移住体験住宅として位置付け活用するため、立神峡公園条例の一部を改正するものであります。

議案第41号は、平成30年度氷川町一般会計補正予算（第3号）でありまして、歳入歳出それぞれ6億4,155万9,000円を追加し、歳入歳出総額をそれぞれ76億8,740万円とするものでございます。歳入の主な項目は、地方交付税、国・県支出金及び繰越金で、歳出の主な事業内容は多目的機能支払交付金事業、多目的広場整備事業、有佐駅前団地内部改修工事、地区要望対応事業及び財政調整基金積立金であります。

議案第42号は、平成30年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第2号）でありまして、歳入歳出それぞれ6,451万5,000円を追加し、歳入歳出それぞれ総額を16億5,678万2,000円とするものでありまして、歳入の主なものは繰越金、歳出の主な内容は償還金及び還付加算金でございます。

議案第43号は、平成30年度氷川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）でありまして、歳入歳出それぞれ170万円を追加し、歳入歳出総額それぞれ4億9,043万1,000円とするものであります。

議案第44号は、熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について、議会の議決を求めるものでございます。

議案第45号は、物品売買契約の締結につきまして、氷川町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

認定第1号から認定第6号までは、平成29年度一般会計並びに特別会計の歳入歳出決算の認定につきまして、監査委員の意見書及び主要な施策の成果に関する調書を添付をし、認定に付すものであります。

以上、簡単にご説明を申し上げましたが、具体的な内容につきましては担当課長に説明をさせますので、よろしくご審議をいただき、円満なるご決定とご承認をいただきますようお願い申し上げます。召集のご挨拶並びに提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（上田健一君） これから、報告第4号から順次詳細説明を求めます。

総務振興課長、稲田和也君。

○総務振興課長（稲田和也君） 報告第4号、宮原まちづくり株式会社の経営報告について。

地方自治法第243条の3第2項の規定によりご報告いたします。

報告に当たりまして4ページまでは、平成29年度の事業計画です。報告規定では地方自治法施行令173条に毎事業年度の事業計画及び決算に関する書類という規定になっております。そういうことから、当初の計画と見比べていただきながら、口頭で事業実績報告という形になります。あらかじめご了承ください。

資料2枚目めくっていただきまして、2ページをご覧ください。活動事業の①イベント事業等ですが、TMO主催のイベントや中心市街地で行われる既存のイベントの地蔵まつり、初市などは観光物産協会及び商工会との連携を密にして、お互い相乗効果が得られるような取組みをいたしました。また、表の間を利用した作品展を12回及びものづくり体験講座を4回実施し、来客及び喫茶等の売上につながりました。ひなまつり展におきましては、町内外からの保育園や福祉施設等からのリピーターも含め、毎年たくさんの方にご来場いただいております。今期は16回目を迎え、新しい取組みとして展示を表の間、居間の間のみで行いました。今年より多い7,700名程度の来場者で賑わいました。多くの方から、「座敷に上がらず展示をゆっくり見られてよい。」という評価をいただきました。なお、恒例

となりましたわらしべ市を12月に開催し、新たに氷川町商工会青年部が中心となり開催しましたボタニカルマーケットに参加し、物産販売を通じ、中心市街地の活性化を図りました。

3ページになります。②のエコショップ運営事業ですが、エコショップ清流の事業としては、EM発酵液のこれまでの普及活動を踏まえて新規の利用拡大を図り、環境学習の一環として町内全小中学校のほか、八代市、芦北町、水俣市など、町外の小学校や農家での利用もありました。また、地区の要望に応じた講習を行い、町内の老人会や子ども会を含む地域団体でも活用されております。

③中心市街地まちづくり応援団助成事業につきましては、恒例となりました氷川公園のイルミネーション事業では、世界平和への願いを込めてアニメキャラクターをデザインされました。公園内の樹木にも美しいイルミネーションが飾られ、話題性があり、中心市街地の賑わいに貢献ができたと思います。また、新たに氷川町商工会青年部が企画しましたボタニカルマーケットではオーガニックフード、ハンドメイドなど独自の持つ商品力を発揮できる会場づくりを行い、出展者の新たな販路開拓と、氷川町の知名度向上を目的に開催されました。

④の請負委託事業は、平成22年4月より八代生活環境事務組合クリーンセンター内の不燃物処理業務を請け負っておりまして、7名の従業員で業務を行いました。また、平成27年10月にオープンしました秋山幸二ギャラリーの管理業務を受託し、これまで延べ1万5,000人ほどの県内外各地より多くの来館者があり、地元出身地の氷川町をPRすることができました。

次に、当期の収支についてご報告いたします。7ページになります。損益計算書でご説明したいと思います。右側上の数字をご覧ください。営業収益は2,967万1,468円で、前期に比べ約22万円の減額となりました。一方、営業費用は売上原価が175万462円、販売費及び一般管理費が右側下の数字で2,535万8,972円となり、これを合わせまして2,710万9,434円、これは前期に比べますと約194万円の減額になります。一番上の営業収益から営業費用を引きましたら256万2,034円、これは前期と比較すると約173万円の増となります。この営業利益256万2,034円に営業外収益を加えた税引前の当期純利益は下から3行目です。256万2,129円となります。これに対します法人税が下の65万3,100円で、当期純利益は一番下の190万9,029円となっております。

収入の主なものとしましては、10ページをご覧くださいと思います。第16期まちづくり株式会社の収支決算書を付けております。上から喫茶や物産販売等の売上で約352万円、まちづくり酒屋管理委託料で387万円、秋山ギャラリー

管理業務委託料64万円、クリーンセンターの請負業委託料の2,172万円となっております。支出の主なものは社員の人件費で、福利厚生費も合計しますと2,142万円、物産等の仕入れで175万円となっております。

前の8ページをご覧ください。株主資本等変動計算書です。この右から3列目、利益剰余金の合計欄ですが、一段目が当期首残高で516万7,914円、その二つ下、当期純益が190万9,029円、これを加えまして、一番下ですが合計が707万6,943円となっております。

以上、平成29年度宮原まちづくり株式会社の経営報告に代えさせていただきます。

○議長（上田健一君） 企画財政課長、濤岡美智代君。

○企画財政課長（濤岡美智代君） 報告第5号、平成29年度氷川町財政健全化判断比率等の報告についてご説明をいたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成29年度氷川町財政健全化判断比率等について別紙のとおりご報告いたします。

次のページをお開きください。平成29年度氷川町健全化判断比率等の数値を記載しております。この報告は町の財政状況を国が示す統一的な指標で明らかにし、財政の健全化や再生が必要な場合に迅速な対応が取られるように、関係書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会に報告するものでございます。早期健全化基準とは市町村の財政規模に応じて政令で定められた基準でありまして、これを超えた場合は自主的な改善努力による財政健全化を図るため、財政健全化計画の策定や外部監査が義務付けられています。氷川町の比率であります。実質赤字及び連結実質赤字がなかったことから、ハイフンで表示をいたしております。

次に、実質公債費比率については5.7%でありまして、早期健全化基準の範囲内です。前年の6.4%から0.7%減少しております。主な要因は、合併特例債の交付税算定額増加によるものでございます。将来負担比率については27.1%です。これは借入金残高のほか、将来負担すべき実質的な負債に当たる額の標準財政規模に対する割合でございますが、前年より8.5%増加しているものの、早期健全基準を大きく下回っております。増加の主な要因といたしましては、地方債、特に合併特例債の残高の増加によるものでございます。

次に、平成29年度氷川町資金不足比率であります。下水道事業会計、宅地開発事業会計とも資金不足がなかったためハイフンで表示をいたしております。

以上で報告を終わります。

○議長（上田健一君） 総務振興課長、稲田和也君。

○総務振興課長（稲田和也君） 議案第39号、氷川町移住体験住宅の設置及び管理に関する条例の制定についてご説明いたします。

氷川町移住体験住宅の設置及び管理に関する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしまして、氷川町における生活体験や地域住民等の交流機会を提供し、本町への移住定住を促進するために設置する移住体験住宅について条例を制定するものでございます。

1枚めくっていただきまして、内容を要点を絞りましてご説明いたします。まず第1条です。この条例は地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、氷川町移住体験住宅の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものです。

第2条です。氷川町への移住を希望する者に対し、一定期間、町での生活体験や地域住民との交流活動ができる機会を提供することで、町への移住の促進を図るため移住体験住宅を設置するものです。

第3条になります。移住体験住宅の名称及び位置としまして、椿住宅1号棟、2号棟が氷川町椿423番地に、「ふくろう館」が氷川町立神648番地4になります。

第4条です。移住体験住宅の管理者は町長とする。ただし、適切な管理が確保できると認められる者に委託することができます。

第5条に、移住体験住宅を使用することができる者の資格を規定しております。

3ページになります。第11条に移住体験住宅の使用料を別表4、4ページになります。掲げております。利用期間1月、使用料が1棟当たり3万円、1カ月以上の使用期間に1カ月未満の端数がある場合は端数に1日当たり1,000円を加算いたします。使用期間7日以内は使用料が1棟当たり8,400円、使用期間が8日以上、1月未満のときは1日当たり1,200円を加算いたします。

3ページにまたなりますが、第14条に使用者の費用負担義務として、使用期間が1カ月以上の場合の費用について使用者の負担を制定しております。

4ページになります。附則としまして、この条例は平成30年10月1日からの施行になります。

以上で、議案第39号の説明を終わります。

○議長（上田健一君） 商工観光課長、平山早苗君。

○商工観光課長（平山早苗君） 議案第40号についてご説明いたします。

氷川町立神峡公園条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由につきましては、氷川町立神峡公園内に設置している「ふくろう館」を

修繕し、移住体験住宅として氷川町移住体験住宅の設置及び管理に関する条例において位置付けし活用するため、条例の一部を改正するものでございます。

2 ページに改正の内容を付けておりますけれども、第2条及び第11条中、「ふくろう館」に関する部分を削るものです。

以上で、議案第40号の説明を終わります。

○議長（上田健一君） 企画財政課長、濤岡美智代君。

○企画財政課長（濤岡美智代君） 議案第41号、平成30年度氷川町一般会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

平成30年度氷川町一般会計補正予算（第3号）を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

予算書を開けていただきまして、1 ページをご覧ください。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億4,155万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ76億8,740万円とするものでございます。

4 ページをご覧ください。第2表、債務負担行為補正でございます。氷川町子ども・子育て支援事業計画策定業務委託で、期間は平成31年度、限度額が216万円を追加するものでございます。今年度から2カ年かけて策定し、今年度は現状把握のためのアンケート調査を実施、来年度は子ども・子育て会議を開催し、年度末までに計画策定を行うものです。

5 ページをご覧ください。第3表、地方債補正でございます。限度額の変更です。総務債を3億4,577万5,000円、2、土木債を1億9,310万円、3、教育債を5,690万円へ補正するものです。

次に、歳出の主なものをご説明いたします。12 ページをご覧ください。10款、総務費、5項、総務管理費、5目、一般管理費、8節、報酬費、及び9節、旅費につきましては、ペルー熊本県人会移住115周年、創立100周年記念式典が11月に開催され、出席のための町長及び議長、随員職員1名分の旅費と記念品代でございます。

13 ページをご覧ください。50目、財政調整基金費、25節、積立金の4億5,000万円につきましては、地方財政法第7条第1項によります平成29年度歳計剰余金の積み立てでございます。歳計剰余金の2分の1を下らない額を翌々年度までに積み立てることと規定されておりますので、今回計上するものでございます。

15 ページをご覧ください。15款、民生費、10項、児童福祉費、5目、児童福祉総務費、13節、委託料の226万8,000円は、債務負担行為補正でご説明しました子ども・子育て支援事業計画策定業務委託料でございます。

25款、農林水産業費、5項、農業費、25目、農地費、19節、負担金補助及

び交付金の主なものは、多面的機能支払交付金3,600万円で、新たに4地区の加入により補正するものです。この交付金は国50%、県25%、町25%の負担割合となっております。

16ページをご覧ください。35款、土木費、10項、道路橋梁費、10目、道路維持修繕費、11節、需用費940万円につきましては、地区要望によります町道の修繕が主なものとなっております。15節、工事請負費の町道島崎長溝線道路維持修繕工事400万円及び17ページの町道氷川堤防若洲5号線他道路舗装補修工事200万円が地区要望によるもので、そのほかは道路パトロール等により危険が認められ、補修工事の必要があり計上するものでございます。

17ページの15目、道路新設改良費、13節、委託料の町道氷川中南線用地測量業務委託料及び町道今桜ヶ丘線道路改良用地測量業務委託料は防災安全社会資本整備交付金事業の補正であります。そのほかの4路線の測量業務委託料につきましては、地区要望により計上するものです。15節、工事請負費につきましても町道園迫2号線及び町道迫笹尾線他道路改良工事は地区要望になります。また、町道旧国道2号線道路改良工事1,350万円は工法変更及び追加工事により補正するものでございます。

19ページをご覧ください。25項、住宅費、5目、住宅管理費、15節、工事請負費1,101万1,000円は有佐駅前団地の漏水調査を行った結果により改修工事を行うものです。

20ページをご覧ください。45款、教育費、25項、保健体育費、10目、保健体育施設費、13節、委託料1,497万1,000円及び17節、公有財産購入費3,670万7,000円は、野津火葬場跡地を利用して南部グラウンドの代替えや、災害の緊急避難場所及び災害ごみの一般搬入場所として利用する約1万平方メートルの多目的広場を整備いたします。その設計委託料と土地購入費でございます。

続きまして、歳入の主なものをご説明いたします。8ページをご覧ください。45款、地方交付税、5項、地方交付税、5目、地方交付税、5節、普通交付税1億2,508万9,000円は交付決定通知により補正するものでございます。

9ページをご覧ください。65款、国庫支出金、10項、国庫補助金、25目、土木費国庫補助金、5節、土木費補助金1,867万3,000円は、防災安全社会資本整備交付金の道路改良事業にかかるもので、内示により補正するものでございます。

70款、県支出金、10項、県補助金、20目、農林水産業費県補助金、5節、農業費補助金の主なものは、多面的機能支払交付金2,700万1,000円でございます。

10ページをご覧ください。85款、繰入金、5項、特別会計繰入金、20目、介護保険特別会計繰入金、5節、介護保険特別会計繰入金741万円は、平成29年度介護給付費負担金などの実績により、介護保険特別会計から町への返還金でございます。

11ページをご覧ください。99款、町債、5項、町債、20目、土木債、15節、合併特例債2,430万円は、道路新設改良事業に充当するものです。30目、教育費、10節、合併特例債4,900万円は、多目的広場整備の設計委託料及び土地購入費に充当するものでございます。

21ページからの給与費明細書及び24ページの地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書につきましてはご覧いただきたいと存じます。

以上で、議案第41号、平成30年度氷川町一般会計補正予算（第3号）の説明を終わります。

○議長（上田健一君） 健康福祉課長、山本昭義君。

○健康福祉課長（山本昭義君） 議案第42号、平成30年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

平成30年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第2号）を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次のページ、1ページをお開きください。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,451万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億5,678万2,000円とするものでございます。

歳出から説明いたします。7ページ歳出をお開きください。主な補正といたしまして、35款、諸支出金、5項、償還金及び還付加算金、10目、償還金、23節、償還金利子及び割引料5,628万円及び28節、繰出金の741万円につきましては、平成29年度介護給付費負担金及び地域支援事業交付金の交付額が事業実績に基づき確定しましたので、国・県支払基金及び一般会計へ返還するものでございます。

続きまして、歳入をご説明いたします。6ページの歳入をご覧ください。20款、5項、支払基金交付金、5目、介護給付費交付金、10節、過年度分に150万円。これは平成29年度交付額が事業実績に基づき確定し、不足分の追加支給となります。

45款、5項、5目、5節、繰越金に6,301万5,000円を計上しております。

以上で、議案第42号、平成30年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第2号）についての説明を終わります。

○議長（上田健一君） 建設下水道課長、前崎誠君。

○建設下水道課長（前崎 誠君） それでは、議案第43号、平成30年度氷川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

平成30年度氷川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

補正予算書を開けていただきまして、1ページをご覧ください。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ170万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億9,043万1,000円とする補正でございます。

歳出から説明いたします。7ページをご覧ください。5款、5項、公共下水道事業費、5目、総務管理費、27節、公課費ですが、消費税及び地方消費税の納付による補正額170万円であります。本年度消費税確定申告により納付金が発生するものです。

続いて、歳入の説明に入ります。6ページをご覧ください。25款、5項、5目、5節、繰越金170万円を増額するものです。これは歳出でご説明しました増額分について繰越金を補正し支出するものです。

以上で、議案第43号、平成30年度氷川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について説明を終わります。

○議長（上田健一君） 健康福祉課長、山本昭義君。

○健康福祉課長（山本昭義君） 議案第44号、熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についてご説明いたします。

地方自治法第291条の3第1項の規定により、熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更するものでございます。

提案理由といたしましては、広域連合の規約を変更しようとするときは、地方自治法第291条の11の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

1枚開いていただきまして、熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約でございます。熊本県後期高齢者医療広域連合を構成する全ての市町村の意見が広域連合の制度、運営に反映できるようにするため、広域連合議会へ構成市町村から1人の議員を選出できるよう、広域連合の議会の組織、広域連合議員の選挙の方法及び広域連合議員の任期を改正するものです。

もう1枚開いていただき、新旧対照表をご覧ください。改正内容としまして、広域連合議会議員の定数は市長区分、町村長区分、市議会議員区分、町村議会議員区

分から各 8 人を選出しており 32 人となっておりますが、各市町村長及び議会議員のうちから構成市町村の議会におきまして 1 人の選出を行い、広域連合議会議員の定数を 45 人へ変更し、広域連合議員として 2 年の任期を構成市町村長または議会議員としての任期へ変更するものでございます。

なお、この議案は熊本県後期高齢者医療広域連合を組織する関係市町村と同文議決を行うものでございます。

以上で、議案第 44 号の説明とさせていただきます。

○議長（上田健一君） 企画財政課長、濤岡美智代君。

○企画財政課長（濤岡美智代君） 議案第 45 号、物品売買契約の締結についてご説明いたします。

消防用積載車について売買契約を締結するため、議会の議決を求めるものでございます。

物件名及び数量、消防用積載車、軽四輪駆動車 2 台。契約金額、727 万 9,200 円。契約の相手方、熊本県熊本市中央区菅原町 1 番 25 号、三輝物産株式会社、代表取締役、西銘生治様でございます。

提案の理由といたしましては、本件の物品売買契約の締結については氷川町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決が必要ですので提案するものでございます。

これで、議案第 45 号、物品売買契約の締結についての説明を終わります。

続きまして、認定第 1 号、平成 29 年度氷川町一般会計歳入歳出決算の認定についてご説明いたします。

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、平成 29 年度氷川町一般会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の議決に付すものでございます。

決算の認定につきましては、配付しております別冊の資料、平成 29 年度における主要な施策の成果に関する調書の中で事業の内容等を詳しく記載しておりますので、決算の概要についてご説明させていただきます。

まず決算書、歳入の 1、2 ページをご覧ください。5 款、町税であります。予算現額、調定額、収入済額は省かせていただき、次の不納欠損額は 5 項、町民税 186 万 7,166 円、10 項、固定資産税 166 万 3,880 円、15 項、軽自動車税 19 万 200 円であります。また、収入未済額は 5 項、町民税 1,693 万 3,387 円、10 項、固定資産税 2,618 万 1,803 円、15 項、軽自動車税 254 万 560 円でございます。

続きまして、3、4 ページをご覧ください。55 款、分担金及び負担金、10 項、負担金の収入未済額 93 万 7,840 円の主なものは保育料でございます。

60款、使用料及び手数料、5項、使用料の収入未済額80万5,700円の主なものは住宅使用料と町営駐車場使用料でございます。

続きまして、5、6ページをご覧ください。99款、町債、5項、町債で予算現額と収入済額の差9,480万円につきましては、繰越事業などにかかる予算現額と実際の借入額の差額の合計でございます。

次に、歳出でございます。7、8ページをご覧ください。25款、農林水産業費、5項、農業費の翌年度繰越額8億8,513万5,000円につきましては、産地パワーアップ事業などの繰越明許費5事業及び事故繰越の被災農業者向け経営体育成支援事業でございます。

15款、土木費です。次の9から10ページをご覧ください。10項、道路橋梁費の翌年度繰越額2,120万円は町道氷川中南線道路改良事業などの6事業分でございます。15項、河川費の翌年度繰越額239万8,000円は準用河川御講田川河川改修事業など2事業分でございます。25項、住宅費の翌年度繰越額117万6,000円は、有佐駅前団地漏水調査事業でございます。

続きまして、155ページをご覧ください。実質収支に関する調書でございます。歳入総額87億8,703万5,082円、歳出総額80億7,106万6,991円で、歳入歳出差引額7億1,596万8,091円で、翌年度へ繰り越すべき財源の(2)繰越明許費繰越額1,357万2,000円及び(3)事故繰越し繰越額1,769万6,000円を控除いたしまして、実質収支額は6億8,470万91円となります。

次に、156ページをご覧ください。財産に関する調書でございますが、増減があった主なものについてご説明いたします。

157から158ページをご覧ください。公有財産でございます。(1)土地及び建物ですが、総括表でご説明いたします。一番左、区分の行政財産の本庁舎ですが、右のほうを見ていただき、158ページの2列目になります。建物の非木造の決算年度中増減高の198.2平方メートルは、危機管理室の増築による増加でございます。

次に、本庁舎の4行下になります。公営住宅の左から5列目、建物の木造115.5平方メートルの減は常葉団地4戸の解体によるものです。その一つ下の公園の2列目の土地3,341平方メートルの増は、平成29年度に新村中塘公園用地として取得していたものを、平成29年度に公園として整備しましたので、普通財産から移管したものです。

次の行のその他の施設で158ページ、2列目の建物非木造312.5平方メートルの増は、消防署氷川分署内に建設しました防災備蓄倉庫でございます。普通財

産の宅地で建物の木造112.39平方メートルの増は下水道住宅2棟をお試し住宅として利用するため、下水道事業特別会計より移管したものです。その右、3列目の建物非木造133.02平方メートルの増は、平成29年度末に完成しました特産品加工センター「創生館」分でございます。

159ページから162ページは明細になりますので省略させていただきます。

166ページをご覧ください。2、物品につきましては、20万円以上の備品等の数量を掲載しております。平成29年度に移動がありました分について、表中の決算年度中増減高で数値を記載していますのでご覧いただきたいと思います。3の債権につきましては、奨学資金貸付金の貸付及び償還が行われており、平成29年度末現在高は871万1,000円となっております。

167ページをご覧ください。4の基金でございます。財政調整基金の決算年度中増減高が2億7,544万5,000円の減となっておりますのは、一般会計へ5億円繰出し、また利息及び地方財政法第7条第1項の規定による積立を合わせまして2億2,455万5,000円を繰り入れたものでございます。合併振興基金の7,203万1,000円の減につきましては、地区活性化総合交付金などのソフト事業へ充当し、財源としたものでございます。竜北物産館運営基金の405万8,000円の減につきましては、竜北物産館の備品や修繕料へ充当し、財源といたしました686万7,000円の繰出し、また280万9,000円を積み立てたものでございます。平成28年熊本地震復興基金は、平成29年度創設し5,101万9,355円積み立てております。

以上で、平成29年度氷川町一般会計歳入歳出決算書の認定についての概要説明を終わります。

○議長（上田健一君） 健康福祉課長、山本昭義君。

○健康福祉課長（山本昭義君） 認定第2号、平成29年度氷川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明いたします。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成29年度氷川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものでございます。

決算につきまして主なものをご説明いたします。1、2ページをお開きください。歳入について、5款、国民健康保険税に対する不納欠損額が358万5,300円となります。その主なものとして医療給付費滞納繰越分が240万5,025円で、対象世帯数は延べ255世帯となっております。

次に、事項別明細書、11、12ページをお開きください。歳入の5款、国民健康保険税の収入済額は3億8,544万2,986円となります。そのうち現年課税

分の収入済額の合算額は3億7,546万6,523円で、収納率96.5%となります。滞納繰越分の収入済額の合算額は997万6,463円で、収納率15.2%となっております。

続きまして、19、20ページをお開きください。歳出、10款、保険給付費の支出済額13億5,578万4,084円は、前年比0.9%の増加となっております。

31ページをお開きください。実質収支に関する調書です。収入総額25億3,154万1,321円、支出総額23億4,443万3,526円、収入支出差引額1億8,710万7,795円です。

次の32ページをご覧ください。財産に関する調書です。国民健康保険基金の決算年度末現在高は4,444万9,441円となっております。

以上で、認定第2号、平成29年度氷川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について説明を終わります。

続きまして、認定第3号、平成29年度氷川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明いたします。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成29年度氷川町介護保険特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものでございます。

決算の主なものについてご説明いたします。33、34ページをお開きください。収入、5款、保険料に対する不納欠損額は7万3,400円となります。内訳としまして滞納繰越分の7万3,400円で、対象者は5名となっております。

次に、事項別明細書の41、42ページをお開きください。5款、保険料の収入済額は2億6,361万9,500円で、そのうち現年度分の収入済額の合算額は2億6,244万5,300円で、収納率99.5%となります。滞納繰越分の収入済額は117万4,200円で、収納率28.6%となっております。

続きまして、51、52ページをお開きください。歳出、10款、保険給付費の支出済額は13億8,513万9,336円で、前年比2.5%の増となっています。

59ページをお開きください。実質収支に関する調書です。収入済額16億2,743万625円、支出総額15億3,273万6,085円、収入支出差引額9,469万4,540円です。

次の60ページ、財産に関する調書をご覧ください。介護給付費準備基金決算年度末現在高は6,195万7,974円となっております。

以上で認定第3号、平成29年度氷川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について説明を終わります。

○議長（上田健一君） 建設下水道課長、前崎誠君。

○建設下水道課長（前崎 誠君） それでは、認定第4号、平成29年度氷川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明いたします。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成29年度氷川町下水道事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付け議会の認定に付するものでございます。

歳入歳出決算書つづりの61ページから62ページをご覧ください。歳入でございます。5款、分担金、負担金の5項、分担金、5目、分担金におきまして、収入済額1,421万9,000円、対前年比600万700円の増であります。収入未済額が477万2,600円で、不納欠損額111万6,000円であります。

10款、使用料及び手数料、5項、使用料、5目、下水道使用料でございますが、収入済額1億3,042万5,180円、対前年比121万6,590円の増です。収入未済額が630万2,630円で、不納欠損額は99万9,930円です。

続きまして、歳出でございます。73ページから74ページをご覧ください。歳出につきまして、主な支出について説明いたします。5款、公共下水道事業費、10項、公共下水道維持費におきましては、宮原浄化センター管理業務委託料3,814万7,760円、流域下水道維持管理負担金が5,260万5,636円であります。10項、公共下水道事業費、15節、工事請負費999万2,483円でございます。

続きまして、75ページと76ページをご覧ください。28年度からの繰越明許の15節、工事請負費が1億520万3,101円あります。

続きまして、実質収支についてご説明いたします。77ページをご覧ください。歳入総額5億7,164万3,084円、歳出総額5億5,827万8,443円で、歳入歳出差引額が1,336万4,641円でございます。実質収支も同額の1,336万4,641円でございます。

78ページからは公有財産に関する調書が記載されておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

続きまして、認定第5号、平成29年度氷川町宅地開発事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明いたします。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成29年度氷川町宅地開発事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものでございます。

84ページから85ページをご覧ください。まず歳入でございます。主なものは、10款、繰入金、3項、一般会計繰入金の収入済額が438万8,000円となっ

ております。

続きまして、歳出でございます。92ページから93ページをご覧ください。7款、公債費、5項、公債費、3目、元金、23節、償還金利子及び割引料434万2,000円となっております。

続きましては、実質収支についてご説明いたします。94ページをご覧ください。歳入総額449万8,952円、歳出総額438万7,591円で、歳入歳出差引額が11万1,361円でございます。実質収支も11万1,361円でございます。

この会計は宅地開発事業にかかる借入金の償還が完了し、事業実施の必要性がなくなったため、平成30年3月31日において廃止されました。また歳入歳出差引額11万1,361円は、平成30年度一般会計において引き継がれることとなります。

以上で、認定第4号、平成29年度氷川町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定、並びに、認定第5号、平成29年度氷川町宅地開発事業特別会計歳入歳出決算認定の説明を終わらせていただきます。

○議長（上田健一君） 健康福祉課長、山本昭義君。

○健康福祉課長（山本昭義君） 認定第6号、平成29年度氷川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明いたします。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成29年度氷川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものがございます。

決算の主なものについてご説明いたします。96、97ページをお開きください。歳入につきまして、5款、後期高齢者医療保険料に対する不納欠損額は8,600円でした。滞納繰越分で対象者は1名です。

次に、事項別明細書、102、103ページをお開きください。歳入、5款、後期高齢者医療保険料の収入済額は9,676万7,330円です。そのうち現年度分の収入済額の合算額は9,650万4,200円で、収納率は99.9%となります。滞納繰越分の収入済額は26万3,130円で、収納率79.4%となります。

20款、繰越金につきましては、一般会計より保険基盤安定繰入金として4,942万9,960円を繰り入れております。

106、107ページをお開きください。主な支出といたしまして、10款、後期高齢者医療広域連合納付金として1億4,614万3,090円を支出し、前年比3.3%の増となっております。

最終ページ、110ページをお開きください。実質収支に関する調書です。収入総額1億5,174万7,914円、支出総額1億5,015万9,534円、歳入歳

出差引額158万8,380円です。

以上で、認定第5号、平成29年度氷川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について説明を終わらせていただきます。

○議長（上田健一君） 次に、決算に認定について、監査委員から審査意見書が提出されておりますので、その説明を求めます。

監査委員、島田博行君。

○代表監査委員（島田博行君） 監査を実施いたしましたので、報告いたします。

審査意見書の33ページお開きください。最後のページになります。平成30年7月13日付で町長より審査に付されました平成29年度一般会計歳入歳出決算及び各特別会計決算について審査をいたしましたので、その結果及び意見を申し述べます。

各会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書について、各課より提出いただいた主要な施策の成果に関する調書ほか関係書類をもとに、各担当課より事業内容、事務処理等について聴取しながら審査を実施いたしました。提出された決算書類は、いずれも地方自治法施行規則に示された様式に基づいて作成されていて、各決算の数値についても適正であることを認めます。

続きまして、1の予算執行についてであります。ここで訂正があります。予算執行の下から2行目の予備費の充用のところに下水道事業特別会計2件とありますが、これは予備費の充用でなく、節間内の流用が正当でありましたので訂正願います。

それでは、予算執行について意見を申し述べます。2ページの第1表から3ページの第3表をご覧ください。一般会計と各特別会計の歳入歳出決算額の総額は歳入が136億7,389万6,978円、歳出が126億6,106万2,170円あります。歳入の収納率は98.9%、歳出の執行率は89.6%で、翌年度への繰越額を差し引いた執行率は95.8%となっています。歳出予算の執行率を各会計別に見ると、一般会計86.1%、翌年度繰越額を差し引いた執行率は95.3%、国民健康保険特別会計96.5%、後期高齢者医療特別会計99.3%、介護保険特別会計96.8%、下水道事業特別会計96.2%、宅地開発事業特別会計98.9%となっています。予算執行において節間内の流用が一般会計において3件、下水道事業特別会計で2件発生しております。予算管理を十分に行えば防げたものと思われるものもあり、補正予算時には十分意を配してほしいと思います。予備費の充用は一般会計で1件、介護保険特別会計で1件ありましたが、いずれも想定外、緊急的な事案と思われまます。

次に、33ページに戻りまして、2の財政運営について報告いたします。実質収

支については、各会計に記載しているとおりであります。一般会計では実質収支比率が平成26年度12.3%、平成27年度11.0%、平成28年度10.1%、平成29年度16.5%となっていて、平成30年度版地方財政白書における平成28年度決算の市町村平均4.1%上回っています。昨年度、改善策の検討をお願いしていましたが、決算の状況を見ると検討の跡が見られません。地方自治法第208条の会計年度及びその独立の原則第2項では、各会計年度における歳出はその年度の歳入をもってこれに充てなければならないとなっています。また、地方財政法第7条の剰余金第1項では、地方公共団体は各会計年度において歳入歳出の決算上、剰余金を生じた場合においては、当該剰余金のうち2分の1を下らない金額は、これを剰余金を生じた翌年度までに、積み立て、又は償還期限を繰り上げて行う地方債の償還の財源に充てなければならないとなっています。財政向上の弾力性の指標である経常収支比率は91.4%で、平成28年度より1.2ポイント低下しています。これは扶助費が対前年度比0.4%、補助費等が対前年度比0.6%、繰出金が対前年度比1.9%減少したためと思われます。一般的に市町村にあっては75%程度が望ましいとみられていますが、地方財政白書の平成28年度決算によると、経常収支比率が80%未満に9.4%、80%以上90%未満に44.7%、90%以上に45.80%の市町村が位置しています。財政力指数は、平成29年度0.29%で、0.01%上昇しました。自主財源における町税、国民健康保険税及び下水道使用料、並びに分担金等の不納欠損額が増加傾向にあり、税の公平性を保つためにも早急に徴収対策を講ずる必要があると思われます。今後も産業の振興、生産年齢人口の増加など、定住化等に努力され、課税客体の増加に努められることを望み、将来にわたり安心安全なまちづくりができる財政運営をお願いしたいと思います。

以上で終わります。

○議長（上田健一君） 説明が終わりました。

ここで暫時休憩します。11時30分までです。

-----○-----

休憩 午前11時25分

再開 午前11時30分

-----○-----

○議長（上田健一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから質疑を行います。

議案第39号について、質疑ありませんか。

吉川議員。

○6番（吉川義雄君） 1点だけお伺いします。

氷川町移住体験住宅の設置及び管理に関する条例を新しく作るわけですが、第4条の規定についてもう少し説明をいただきたいと思います。管理者は町長と規定されていますが、ただし書があって、「適切な管理が確保できると認められる者に委託することができる」となっていますが、将来は管理を委託することも考えてこの条文になっているというふうに思いますが、「適切な管理が確保できると認められる者」という点ではどういったことを考えておられるのか、もう少し説明いただけますか。

○議長（上田健一君） 総務振興課長、稲田和也君。

○総務振興課長（稲田和也君） まず、適切な管理ができる者にも委託できるということですが、まず一つ、「ふくろう館」のほうが立神峡の公園内の里地屋敷に隣接している施設でございます。今、立神峡の公園内の管理運営につきましては、指定管理者が主となって管理を行っていただいております。公園内には宿泊施設のログハウス3棟、ロッジ2棟、里地屋敷等があります。そういった施設と一体的に管理してもらうのが有効で、利用促進が図れると考えております。

以上です。

○議長（上田健一君） 吉川議員。

○6番（吉川義雄君） 今のでよくわかりました。私も「ふくろう館」は公園内にあるわけで、別にこれを誰かが管理するとなったら二重に管理になるので、そういうことがあってこの文言が入ったのかなというふうに今ので理解をいたしました。ログハウスや里地屋敷と違うのは、1年間そこにおられるわけですので、そういう点では当然のことながら仕事に行ったりされたりとかするので、24時間管理は、要するに面倒見なければいけないというふうになると思うんですが、その付近は今後委託する場合にまた考えるということなので理解していいんでしょうか。

○議長（上田健一君） 総務振興課長、稲田和也君。

○総務振興課長（稲田和也君） 当然、そういった委託先のほうに対しましては、委託契約書を作成して結ぶことになるかと思えます。その中でしっかりした内容にして管理をしていただくような形を取っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（上田健一君） ほかに質疑ありませんか。

はい、米村洋君。

○9番（米村 洋君） 総務振興課長、このね、条例の趣旨はね人口増加対策の一環として、氷川町へのだね移住者を呼び込むために体験住宅を設置することと理解している。移住者側は住まいと仕事、移住の大きな条件ではないだろうか。この条件は

高いハードルであると思う。町はそれをクリアするためにさまざまな施策を展開する必要があるのではないか。また厳しい条件の中で移住者を得るために、多くの人たちに体験してもらう必要があると思うが、年間どれぐらいの人が利用すると想定しているのか、ちょっとご答弁願います。

○議長（上田健一君） 総務振興課長、稲田和也君。

○総務振興課長（稲田和也君） 移住体験住宅の利用につきましては、まだ予想がつかない部分がございますが、氷川町での生活体験を希望される町外の方で、月に2回程度、1週間ほどの宿泊の利用を見込めればと思っております。また、あと都市地域や政令都市等々からの採用募集をただいま行っております。氷川町で移住定住支援と特産品開発販売で活動していただく地域おこし協力隊の2名の利用も見込んでおります。

以上です。

○議長（上田健一君） 米村洋君。

○9番（米村 洋君） この町内での生活体験、実際体験してもらうために、体験住宅、この条例はいいことだと思います。そのような人たちが氷川町に住みたいと思ったときに、町内で受け入れ可能なのか疑問に思う。移住体験住宅は設置することが目的ではなく、その利用を通して氷川町に移住してもらうことが目的ではないかと思えます。安心して移り住んでいただくためには、安心できる住宅の整備がぜひ必要であり、昨年12月議会で一般質問しましたが、住宅政策は必至であり、氷川警察署跡地への住宅建設は大きな効果があると考えます。目標があつてこそ施策が展開されるべきものであるが、この移住体験住宅を通して、将来的に移住を希望される人の住環境をどのように進めようとしているのか、総務課長にお尋ねします。

○議長（上田健一君） 総務課長、陳野信次君。

○総務課長（陳野信次君） 本条例の設置の目的につきましては、先ほど提案理由でも申し上げましたように、本町へ移住定住を促進するということを前提に、町内で生活体験をしてもらおうということで、その仮の我が家を提供するという条例を制定するというところで提案させていただいたところです。

現在、移住定住事業という形で大都市での移住相談事業にも参加をいたしておりますけれども、氷川町の知名度というものは皆無に等しいものでございます。その中で、相談の中で住まいと仕事につきましては大きな関心がありまして、安心して生活できる住環境は移住決定の大きな条件となっているところであります。

ただいま議員からご質問ありました氷川警察署跡地の活用につきましては、昨年の一般質問でもお答えいたしましたとおり、町の方針といたしましては住宅政策を展開するということといたしておりますけれども、具体的な整備方法をさまざまな

角度から検討しているところでございます。既存の公営住宅の現状と見通しも検討しながら、新たな公営住宅が必要なのか総合的に判断が必要かなというふうを考えているところでございます。住宅政策のために活用するというは規定の方針でございまして、人口増加対策と治安力維持のため、警察官の宿舎としての整備も含めまして整備方法を検討し、実現のために努力していきたいというふうを考えているところでございます。

○議長（上田健一君） 米村洋君。

○9番（米村 洋君） 町長ね、今、総務課長が答弁をいたしました、総務課長の答弁も町長の答弁と解釈してもいいでしょうか。

○議長（上田健一君） 町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） 掘り下げた質疑でありまして、なかなかお答えづらいところでございますけども、今課長が申し上げましたとおり、昨年的一般質問の答弁の際にもそのような答弁をさせていただいておりますし、今年の2月の20日にはですね県のほうにもその要望書はもうすでに提出をいたしております。そういった趣旨に沿って、これからこういった使い方をするのかというのは、先ほどの部分につきましてはですね、今後またさらに検討を深めていきたいというふうに思っております。よろしゅうございますか。

○9番（米村 洋君） 答弁一緒ですか。

○町長（藤本一臣君） 一緒です。

○9番（米村 洋君） そうですか。それでいいです。

○議長（上田健一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） これで質疑を終わります。

次に、議案第40号についてを、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第41号について、質疑ありませんか。

吉川義雄君。

○6番（吉川義雄君） 議案第41号、平成30年度氷川町一般会計補正予算（第3号）ですが、13ページ、積立金、財政調整基金積立金4億5,000万円を計上されてあります。先ほど決算のところ、監査委員さんの意見にも若干出ましたが、会計年度内に生じた剰余金は基金へ、もしくは繰上償還にというふうになっております。今回は繰上償還しないで基金に積み立てるというふうになったわけですが、基金償還は考えられなかったのかどうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（上田健一君） 企画財政課長、濤岡美智代君。

○企画財政課長（濤岡美智代君） 今回の剰余金でございますが、昨年、29年度基金のほうから5億円繰り入れておりますので、その補填という意味でも基金積立ということで計上させていただいております。

○議長（上田健一君） 吉川義雄君。

○6番（吉川義雄君） 成果表の中に地方債の状況という一覧表が出されています。本町が今抱えている、いわゆる負債ということになるわけですが、平成29年度に償還をして、その残として7億4,329万4,000円ですか、何か間違った、違った、すみません、間違ってます。69億9,823万6,000円というのがあります。この一覧表で借入先の内訳、政府資金、その他というのがあるわけですが、これをどれくらいの償還に占める利子があるのかというのを見ると、高いのが14%とか11%、12%という償還に占める利息の割合が多いのがあったんですね。やっぱりそういうのを考えると、前年度基金取り崩したから、また基金に戻すということも一つの考えかと思いますが、高い分については繰上償還というのは考えなかったということではないんですかね。

○議長（上田健一君） 企画財政課長、濤岡美智代君。

○企画財政課長（濤岡美智代君） 今回の剰余金につきましては、先ほど申し上げましたとおり、基金積立という方向で考えておりましたので、償還のほうには充てる予定はございません。

○6番（吉川義雄君） はい、わかりました。

○議長（上田健一君） ほかに質疑ありませんか。
米村洋君。

○9番（米村 洋君） 11ページですね、90款の土木債と教育債の合併特例債についてちょっと質疑したいと思いますがね、この町債においてですね、土木債と教育債に合併特例債務が計上されておりますが、この合併特例債についてちょっとお尋ねします。

今回ですね、合わせて7,330万円が予定されているが、2町合併のときにですね合併特例債事業費は48億円の枠組みがあったかと思います。平成29年度までにですねどれだけの金額を発行したのか、また今後発行できる残高はどれだけあるのか、企画財政課長、ご答弁いただきたいと思います。

○議長（上田健一君） 企画財政課長、濤岡美智代君。

○企画財政課長（濤岡美智代君） 合併特例債の事業枠で起債限度額が48億700万円でございます。平成29年度末の発行済額は30億6,150万円となっております。発行可能な残額でございますが、17億4,550万円でございます。

○議長（上田健一君） 米村洋君。

○9番（米村 洋君） 今後ですね、合併特例債を発行した大型事業が多くあると思いますが、今年度からですね着手している小中学校の空調設備事業も合併特例債の発行を予定されているとお聞きしております。前回一般質問において、長尾議員が小中学校の空調設備について2回ほど質問しましたが、昨年の12月の一般質問において、町長は選挙公約でもある小中学校の空調設備設置事業について長尾議員の質問に対して、猛暑が続く中、熱中症対策、学びの質向上の環境整備を含め、平成30年度に事業に着手し、平成31年度に竜北中学校及び氷川中学校の2校に設置、平成32年度に竜北西部小学校、竜北東小学校、宮原小学校の3校に設置すると約束されました。すでに今年度中に中学校2校の空調整備工事の設計に着手されております。この事業も合併特例債を使った事業ではないかと思えます。この空調設備の設置について、政府においては今夏の異常な猛暑に鑑み、空調整備設置について補正でもと予算を付けて措置を促進しようとする中、本町でも来年度計画している中学校2校分の補助金を今年度前倒しで交付金申請をしたと聞いております。この補助金の交付が決定されれば、合併特例債の発行額も大きく減額できるのではないかと思えます。再度町長にお聞きしますが、小中学校の空調設備の実現についての答弁と合併特例債をできる限り減額するような施策の答弁をお願いしたいと思えます。

○議長（上田健一君） 町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） 合併特例債のですね関するご質問であろうというふうに思っております。合併特例債は有利な起債であります。先ほど起債の話も少しご質問はございましたけれども、償還はすべきところの償還は計画的に今やっております。その上で、今投資をしなければならぬ事業がたくさんあるという話でございまして、そこにはですね有利な起債であります合併特例債を活用するというのは至極当然な話であるというふうに思っております。その上で、やはり補助金、交付金でもですね制度があるわけでございまして、国・県の制度につきましては大いに活用した上で、残りの部分を合併特例債で充当するということになりまして、さらに一般会計からの支出のですね削減につながるということでございまして、そういったところはやはり合わせ技で進めていく必要があるかなというふうに思っております。投資すべきところには投資をし、しっかりとですね財政運営を考えながら、これからも事業を進めていきたいというふうに思っているところであります。

○議長（上田健一君） 米村洋君。

○9番（米村 洋君） 合併特例債は平成32年度までということでありまして、また、5年延長ということ踏まえてですね、また議会の議決も必要と思えますが、

残り少ない合併特例債の発行についてですね、慎重に事業の選択をしながらですね発行することが大事だと思います。合併特例債は町財政にとってですね有効な財源で、今町長が言われたように有効な財源であるかだと思います。しかし借金には変わりありませんから、その運用に十分配慮していただきたいことを申し上げておきます。

それで町長ね、長尾議員がね一般質問をやったこの空調設備に対してですね、結局、この期間中にですね31年度から32年度にですね全小中学校の空調設備を完了するというところでやるということでもいいでしょうか。

○議長（上田健一君） 町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） このことにつきましてはですね、まさに私の選挙公約でありまして、私のこの4年の任期中にぜひやりたいということで、昨年12月の長尾議員の一般質問にもお答えしたところでありますし、もう本年度からすでに着手をしております。要は先ほど言いましたとおり、有利な交付金なり補助金をですね、いかに交付を受けるかというところが一つの大きな課題でありますので、そのことにつきましては教育委員会、教育長あわせましてですね、県・国への要望を今、一生懸命してるところでありますし、その事務を今進めているところであります。これは約束でありますので、ぜひ来年度中学校を、再来年度小学校3校に空調設備を設置するという方向でこれからも一生懸命頑張ってまいります。

○議長（上田健一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） これで質疑を終わります。

次に、議案第42号について、質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第43号について、質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第44号について、質疑ありませんか。

吉川義雄君。

○6番（吉川義雄君） 議案第44号、後期高齢者医療広域連合規約の一部改正であります。広域連合議会の議員の数をこれまでの32名から45名に大幅に増やすということになっています。これまでは先ほど説明があったように枠がありました。市長、町村長、市議会議員、町村議員、この四つの枠から各8名、そのために推薦委員が必要ということであったわけですが、以前からこの広域連合の議会について

はいろんな意見も出たわけですが、なぜ今の時期になってこういうのが提案されてきたのかわかりますか。各自治体から1人ずつ出るということになるわけで、これが通れば、今度は町長を含めた議員で、ここで一つ選挙をしてということになるというふうに思うんですが、各自治体の、要するに首長だけで議会が決まることだってありえるんじゃないかなって心配するんですが、なぜ今の時期にこうなったのか説明が来ていますか、担当課長。

○議長（上田健一君） 健康福祉課長、山本昭義君。

○健康福祉課長（山本昭義君） 今のご質問ですけれども、ちょっと具体的な内容までは確認取れてませんけれども、各45市町村全ての市町村から選出していただくということで、各市町村からのご意見、ご要望が通りやすくなるということで、今回、全市町村へのお願いということで提案させていただいてるというふうに聞いております。

以上です。

○議長（上田健一君） 吉川義雄君。

○6番（吉川義雄君） この広域連合の議会が発足するときにそういった意見もかなり出ていたんですが、しかし、枠を決めて32名ということでやられていたのに、今になって45名にして、確かに言われてるとおり、町村からのいろんな意見が出るというのはわかりますが、はたしてどうなのかなど、もう一つわからない点があります。私はこの議案については審議するところに入りませんので、もしよかったですら県のほうから来てる説明資料等を議員に配付できるのであれば、ぜひ配付していただきたいと思います。

以上お願いをしておきたいと思います。

○議長（上田健一君） 米村洋君。

○9番（米村洋君） 今吉川議員がこの一部変更についての質疑しましたが、吉川議員だけに資料提出をしてください。いいですか、課長、資料があれば提出してください。

○議長（上田健一君） 健康福祉課長、山本昭義君。

○健康福祉課長（山本昭義君） わかりました。吉川議員に準備したいと思います。

○議長（上田健一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） これで質疑を終わります。

次に、議案第45号について、質疑ありませんか。

西尾正剛君。

○1番（西尾正剛君） 委員会付託の常任委員会が異なりますので、この件はここでご

質問をさせていただきます。

2点お伺いしたいんですが、まずはこの落札率をお伺いしたいと思います。当初予算では750万7,000円だったんですが、この727万9,200円になっております。これを落札率で計算しますと96.97ですが、設定価格が落ちてるとお思いますので、その落札率。

それと2点目が、当初予算は小型動力ポンプも500万ぐらい計上されておりましたが、別契約なのかどうか、その点を2点お尋ねいたします。

○議長（上田健一君） 総務課長、陳野信次君。

○総務課長（陳野信次君） 西尾議員の2点ありました質疑にお答えいたします。

まず落札率ですが、予定価格750万3,000円でしたので、落札率は97.0%となっております。

2点目の小型ポンプの当初予算措置の件でございますが、今回は自動車とポンプは別で入札をし、契約するというにいたしておりまして、今回は積載車のみの案件でございます。ポンプのほうにつきましては別契約で今入札の準備ということでいたしているところです。

以上です。

○議長（上田健一君） 西尾正剛君。

○1番（西尾正剛君） なぜ一緒にできなかったのかをちょっと教えてもらっていいですか。

○議長（上田健一君） 総務課長、陳野信次君。

○総務課長（陳野信次君） 配備します場所も違いますし台数も違うというところと、業者につきましては県内で消防関係の施設を執り行う業者につき一緒になるかと思いますが、車とポンプという対象備品の違いがあるというところで、今回分離させていただいたという考えです。

○1番（西尾正剛君） ありがとうございます。

○議長（上田健一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第39号から議案第45号までは、お手元に配りました議案付託表のとおり、それぞれの常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第39号から議案第45号までは、議案付託表のとおり、それぞれの常任委員会に付託することに決定し

ました。

これで本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

-----○-----

散会 午後0時00分